

名古屋大学郷土研究会 OB 会会則

第1条 (名称)

本会は名古屋大学郷土研究会 OB 会という。(略称：名大郷土研 OB 会)

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦と郷土研の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 総会の開催（原則として年1回、6月の第2土曜日名古屋で開催）
- 2) 会員名簿の発行
- 3) 踏査会の開催
- 4) 親睦会の開催
- 5) 会員の慶弔に関する事項
- 6) 会員交流ページ（のすたるじす）の運営
- 7) その他必要事項

第4条 (総会)

総会は前年度の事業報告・決算報告、新年度の事業計画案・予算案、役員の専任等提案事項を議決する場とする。会長は総会の議長となり総会を運営する。議決には総会出席者の過半数の賛同を得て決議とする。

第5条 (役員)

本会の役員は会員の互選により候補者を選出し、総会で承認を得るものとする。本会には次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----------------|
| 1) 会長 | 1名 |
| 関東支部長 | 1名 |
| 幹事 | 3名(本部2名、関東支部1名) |
| 会計幹事 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
- 2) 役員の任期は2年とし、再選は妨げない。
 - 3) 会長は会の最高責任者として会を運営する。
 - 4) 関東支部長は会長を補佐し、会長に事故がある場合には会長を代行する。
 - 5) 幹事は互いに連携し会の円滑な運営を図る。又会員の情報収集等会員相互の連携を深める努力を行う。
 - 6) 会計幹事は年1回、会計監査を行い、適切な指示、アドバイスを行う。

7) **事務局長は幹事のサポートを行う**

第6条 (事務局)

本会の事務局の所在地は会長宅とし、総会招集等会行事の運営を行う。

本会事務局長は、第5条第1項の幹事から会長が指名し総会で承認を得る。

第7条 (関東支部の設置と役割)

名大郷土研 OB 会会員で関東地区在住会員の相互親睦をはかるため関東支部を設

置し、運営と活動は次のとおりとする。

- 1) 当支部に関東支部長、幹事と支部事務長を置く。
支部事務長は、支部長が関東支部会員の中から指名して総会の承認を得る。
なお、関東支部の幹事が支部事務長を兼務することを妨げない
- 2) 当支部は、郷土研究会とは別に又は提携して第3条3.4.7項に該当する事業を行う。
- 3) 上記事業を運営するため、幹事及び支部事務長は連携し、関東支部長の方針の下、支部運営をサポートする。

第8条（会員名簿の発行と管理）

会員名簿の発行は年1回とし、関東支部と連携して事務局が会員の異動のメンテナンスを行う。会員は事務局から配布される名簿を、会員相互の親睦の目的以外に使用しない。

第9条（会員資格）

本会の会員は次の者を対象とする。

- 1) 名古屋大学在学中に学内サークル「名古屋大学郷土研究会」に在籍した者。
- 2) 上記に準ずる者で、総会で入会を承認した者。

第10条（入会手続き）

本会に入会を希望する者は、事務局に申し出る。

第11条（会費）

本会の会員は年会費を負担する。 年会費 2,000円

第12条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条（慶弔）

本会の会員の慶弔は、会費を支払った会員に対して以下の通り定める。

- 1) 総会時までに数え年齢で77歳、88歳を迎えた会員にそれぞれに喜寿は3,000円、米寿は5,000円を総会出席時に贈呈する。
- 2) 死亡した会員には線香を供える。

第14条（退会）、以下の項目に該当したときは、会員資格を失う。

- 1) 会員が死亡した時。
- 2) 会員より退会の申し出があった時。

第15条（役員会）

役員会は会長の招集により隨時開催する。

第16条（会則の改定）

本会則は総会出席会員の過半数の賛同を得て改定することができる。

附則 本会則は平成27年6月13日から実施する。

本会則は令和2年6月13日から実施する。

本会則は令和3年6月12日から実施する。

本会則は令和5年6月10日から実施する。

以上